

青森県報

第二千九百十六号

平成二十年
四月四日
(金 曜 日)

目 次

告 示

救急病院の設置	………	(医 療 薬 務 課)	一
飼料の試験の結果の概要	………	(畜 産 課)	一
基本測量の終了	………	(監 理 課)	二
公共測量の終了	………	(同)	二
都市計画事業計画の変更認可	………	(都 市 計 画 課)	二
建設業者の許可の取消し	………	(三 八 地 域 県 民 局)	三
右 同	………	(西 北 地 域 県 民 局)	三
人事委員会	………		
人事委員会規則二 三一 (人事委員会事務専決代決規則) の一部を改正する規則	………	(管 理 課)	三

告 示

青森県告示第三百十号

救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第一条第一項の規定により告示する。

平成二十年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所 在 地	認定の有効期限
独立行政法人国 立病院機構弘前 病院	弘前市大字富野町一	平成二十三年四月五日

青森県告示第三百十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和二十八年法律第三十五号) 第五十六条第一項の規定により平成二十年二月八日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容		
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他の水分%
伊藤忠飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の6	同 左	ノーサン印 子豚育成用配合飼料 のひさかり子豚H ニューグロアー	20.2	17.0	7.0	4.41	0.61	2.5	13.4					2,870	11.6	
			20.2	17.2	5.2	0.65	0.48	2.6	4.1			80.5		13.9		
			20.2	14.0	3.5	1.68	0.63	2.9	6.7					2,810	13.9	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第百二十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（離島の基準点設置作業）
- 二 作業期間
平成十九年五月二十八日から同年八月十日まで
- 三 作業地域
西津軽郡深浦町

青森県告示第百二十三号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
階上町
- 二 測量の種類
公共測量（簡易デジタルオルソ画像作成）
- 三 測量の期間
平成十九年七月十七日から平成二十年三月十八日まで
- 四 測量の地域
階上町全域

青森県告示第百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十年三月二十六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称
おいらせ町

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画下水道事業（おいらせ町公共下水道）

三 事業施行期間

昭和六十一年九月九日から平成二十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十四年三月二十九日青森県告示第百三十八号及び平成十六年三月二十二日青森県告示第百五号）の事業地に、上北郡おいらせ町文の端、明土、黒坂谷地、向山、土取及び獺野の各一部を加え、上北郡おいらせ町立蛇、中平下長根山、西下谷地及び苗振谷地の各一部において事業地を変更する。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 地代所建設株式会社

二 代表者の氏名 地代所 久 恭

三 主たる営業所の所在地 八戸市城下一丁目一七の二〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第九七一号

五 取消年月日 平成二十年三月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年四月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社渋谷重機

二 代表者の氏名 渋谷 岩夫

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字芭蕉六八の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一二二九〇号

五 取消年月日 平成二十年三月十七日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年六月七日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則二 三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月四日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則二 三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二 三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を次のように改正する。

第七条を削る。

第八条に次の一項を加える。

2 事務局長及び当該事務を主管する課長が不在のときは、他の課長がその事務を代決する。

第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十条第一項中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第九条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭